

工事書類の簡素化試行要領

第1 目的

土木工事共通仕様書等の設計図書に基づき、受注者に対し提出を求めている工事書類について、電子化等を図るなど工事書類の簡素化により、発注者の監督・検査及び受注者の業務の合理化を図ることを目的とする。

第2 実施内容

富山市が発注する工事で、別添「工事書類簡素化一覧表」に基づき実施するものとする。

第3 適用工事

平成31年4月1日以降に入札公告、指名通知又は見積書の徴収を行う工事から適用する。なお、既に公告済み又は指名通知済みの案件については、監督員と協議した上で実施してよいものとする。

第4 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下「 」内の文章を記載するものとする。

(記載例)

第〇〇条 工事書類の簡素化の試行について

1. 本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。
2. 試行は、「工事書類の簡素化試行要領」に基づき実施するものとする。
3. これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。

第5 その他

- 1 本試行により、書類等の取扱い上、特段の問題が発生する恐れがある場合には、工事検査課に速やかに報告を行うものとする。
- 2 電子メールで提出された内容は、監督員自ら修正は行わないこととする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。